

桑名市上下水道施設運転維持管理業務委託

共 通 仕 様 書

桑名市上下水道部

目 次

第1条	目的	3/14
第2条	適用事項	3/14
第3条	業務の履行	3/14
第4条	履行期間及び業務準備期間	3/14
第5条	業務の内容	3/14
第6条	関係法令の遵守	3/14
第7条	監督職員の選任及び権限	4/14
第8条	業務書類	4/14
第9条	業務書類等の寸法	4/14
第10条	提出書類	4/14
第11条	現場事務所の開設	6/14
第12条	責任者等の専任と届出	6/14
第13条	従事者の専任と届出	6/14
第14条	総括責任者の資格と職務	6/14
第15条	上水道責任者（副総括責任者）の資格と職務	7/14
第16条	下水道責任者（副総括責任者）の資格と職務	7/14
第17条	全体体制表	7/14
第18条	有資格者	8/14
第19条	直接雇用	9/14
第20条	業務の管理	9/14
第21条	部分委託	9/14
第22条	緊急時の対応	9/14
第23条	緊急時対応体制表の提出	9/14
第24条	従事者の交代	9/14
第25条	安全管理	9/14
第26条	事故の報告	10/14
第27条	火災の未然防止	10/14
第28条	盗難等の防止	10/14
第29条	賠償責任	10/14
第30条	不可抗力	10/14
第31条	整理整頓	10/14
第32条	発注者への協力	11/14
第33条	発注者の施設使用等	11/14
第34条	技術教育	11/14
第35条	安全教育及び訓練	11/14

第 36 条	従業員の服装等	11/14
第 37 条	完成図書、器具の貸与	11/14
第 38 条	負担経費の定め	11/14
第 39 条	次受注者への業務引継ぎ	12/14
第 40 条	業務引継ぎ	12/14
第 41 条	責任分担	12/14
第 42 条	契約方法	12/14
第 43 条	支払い等	12/14
第 44 条	その他	13/14
第 45 条	守秘義務	13/14
第 46 条	疑義	13/14
別表.	責任分担表	14/14

(目的)

第1条 本仕様書は、桑名市上下水道部（以下「発注者」という）が管理する上水道施設及び下水道施設の運転管理業務を円滑に実施するため、業務の内容を定めるものである。
（なお、下水道施設には国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から委託管理を受託している河川管理施設を含む。）

(適用事項)

第2条 本業務は、契約書、共通仕様書及び特記仕様書、その他関係書類等に定められた事項を適用する。

(業務の履行)

第3条 受注者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、機能が十分に発揮できるよう、誠実かつ安全確実に業務を履行しなければならない。
2 受注者は、対象施設の構造、性能、系統及び関連施設の状況を熟知し常に問題意識を持ってこれに当り創意工夫し設備の予防保全に努めること。また、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置しなければならない。

(業務期間及び業務準備期間)

第4条 業務期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。
2 業務準備期間は、契約の日から令和6年3月31日までとし、令和6年4月1日からの運営開始に支障のないように準備を行うものとする。
ただし、この期間は受注者にて適正に準備を行うものとする。

(業務の内容)

第5条 対象となる業務は以下のとおりとする。

(1) 通常時の業務

- ①特記仕様書に示す通常時の業務内容とする。
- ②発注者の発注する建設工事、修繕工事、委託業務に伴う設備の操作及び必要な措置。
- ③発注者の発注する建設工事、修繕工事、委託業務に伴う連絡・調整会議への参加（下水道施設に関わることのみ）
- ④ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の管理
- ⑤発注者の行う見学者対応への協力
- ⑥発注者の業務分析等に必要データの提供

(2) 緊急対応業務（下水道施設に関わることのみ）

- ①特記仕様書に示す非常時の業務内容とする

(関係法令の遵守)

第6条 受注者は、下水道法、河川法、環境基本法、水道法、電気事業法、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令、規則及び基準等を遵守すること。

(監督職員の選任及び権限)

第7条 発注者は、監督職員の正（下水道担当）副（水道担当）2人を定め氏名その他の必要事項を書面にて受注者に通知する。また、監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員の権限は次の通りとする。

- (1) 契約の履行について受注者との協議
- (2) 業務履行計画書の協議及び承認
- (3) 業務の監督
- (4) 設備不具合時、予防保全、小修繕に係る協議
- (5) 台風・地震などの災害時の対応協議

(業務書類)

第8条 受注者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出すること。

- ① 着手届
- ② 総括責任者（業務主任担当者）専任届
- ③ 上水道、下水道責任者（副総括責任者）専任届
- ④ 法定資格者（有資格）選任届
- ⑤ 従事者選任届
- ⑥ 全体組織表
- ⑦ 上水道、下水道組織表（現場管理・安全管理）
- ⑧ 緊急連絡体制表
- ⑨ 業務計画書
- ⑩ 市有物品貸付申請書
- ⑪ 消防法等法定点検業者届
- ⑫ その他必要なもの

2 契約期間が満了した時は、すみやかに完了届を提出しなければならない。

3 上記提出書類に変更が生じた時は、直ちに変更届を提出しなければならない。

(業務書類等の寸法)

第9条 前条の業務書類等の寸法は、日本産業規格 A 版により作成し、原則として A4 又は A3 用紙とする。また、電子データ及び紙面で納品を行うこと。

(提出書類)

第10条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者の定める締結関係書類のほか、次に掲げる書類を提出し承認を得なければならない。また、上水道施設及び下水道施設の管理内容で書類を分けて提出しなければならない。

I. 上水道施設

- (1) 年間業務履行計画一式（令和 6 年度は契約後 14 日以内、次年度以降は新年度開始後 7 日以内に提出）
- (2) 月間業務履行計画一式（当月分を前月末日までに提出）
- (3) 年間業務履行届出書一式（翌年度の 4 月 5 日（休日等の場合はその翌日）までに提出）
- (4) 月間業務履行届出書一式（翌月の 5 日（休日等の場合はその翌日）までに提出）
- (5) 運転管理日報、巡回点検日報及び水質検査作業日報（当日の引継時及び閉庁日明けの引継時に提出）
- (6) その他必要な書類
 - ①事故報告書
 - ②業務打合せ簿
 - ③提出した書類の変更
 - ④特記仕様書に記載された書類
 - ⑤その他

II. 下水道施設

- (1) 年間業務履行計画一式（令和 6 年度は契約後 14 日以内、次年度以降は新年度開始後 7 日以内に提出）
- (2) 月間業務履行計画一式（当月分を前月末日までに提出）
- (3) 週間業務履行計画一式（一週間分を週の初めまでに提出）
- (4) 年間業務履行届出書一式（翌年度の 4 月 5 日（休日等の場合はその翌日）までに提出）
- (5) 月間業務履行届出書一式（翌月の 5 日（休日等の場合はその翌日）までに提出）
- (6) 週間業務履行届出書一式（1 週間分を次の週の初めまでに提出）
- (7) その他必要な書類
 - ①事故報告書
 - ②業務打合せ簿
 - ③提出した書類の変更
 - ④特記仕様書に記載された書類
 - ⑤その他

- 2 業務履行計画を変更する必要がある場合は、その都度、発注者と協議しなければならない。
- 3 業務履行届出書及び運転管理記録は、単に記録して保存するだけでなく、今後の施設建設や改修及び維持管理の改善のため、データベースとして整理しておくこと。
- 4 各施設の警備体制（施錠、警報設定等）

(現場事務所の開設)

第 11 条 受注者は、現場事務所を確保した場合は、発注者に届けること。

(責任者等の専任と届出)

第 12 条 受注者は、契約締結後速やかに、総括責任者、上水道責任者、下水道責任者を定め、それぞれの住所、氏名、年齢及びその他必要事項を書類にて発注者に提出し、承認を得なければならない。

尚、総括責任者、上水道責任者、下水道責任者、はそれぞれ専任とするが、変更を行う場合は発注者及び受注者が協議の上変更を行うことができる。

(従事者の選任と届出)

第 13 条 受注者は、上水道、下水道それぞれに前項に定めるもの以外の従事者（以下「従事者」という）を定め、それぞれの住所、氏名、年齢及び有資格等その他事項を書類にて発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

尚、従事者はそれぞれ選任とするが、簡易修繕を行うものは上水道、下水道の契約をまたがる兼務を認める。

(総括責任者の資格と職務)

第 14 条 受注者は、総括責任者を定め、業務が円滑に行える場所に配置するものとする。

2 総括責任者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 水道浄水施設もしくは雨水排水ポンプ場における運転管理経験を3年以上有しかつ、総括責任者もしくは副総括責任者（上水道施設もしくは下水道施設の責任者）としての経験を半年以上有するものとする。

(2) 契約日において1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。

(3) 上水道責任者、下水道責任者及び従事者の指揮監督を行う能力を有すること。

(4) 本業務を十分理解し監督員との連携を密にし、適正な業務の履行に努めなければならない。

3 総括責任者の職務は次のとおりとする。

(1) 総括責任者は現場の最高責任者として業務従事者の指揮、監督を行うとともに技術の向上及び事故防止に努めること。

(2) 契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な履行に努めること。

(3) 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(4) 上水道業務及び下水道業務にまたがる業務や契約に関して協議を行うこと。

(上水道責任者（副総括責任者）の資格と職務)

第 15 条 受注者は、上水道責任者を定めなければならない。

- 2 上水道責任者は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 水道浄水施設管理技士 2 級以上を有すること。
 - (2) 第 2 種電気工事士以上の資格を有すること。
 - (3) 上水道施設における運転管理経験を 3 年以上有すること
 - (4) 契約日において 1 年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。
 - (5) 上水道施設の特性、機能、機械設備、電気設備についてその知識を有していること
- 3 上水道責任者の職務は次のとおりとする。
 - (1) 総括責任者を補佐し、かつ、上水道業務全般の責任者として、適切な判断及び指揮、監督ができるものとする。
 - (2) 契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な履行に努めること。
 - (3) 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
 - (4) 上水道業務全般の責任者として発注者と上水道業務について協議を行うこと。

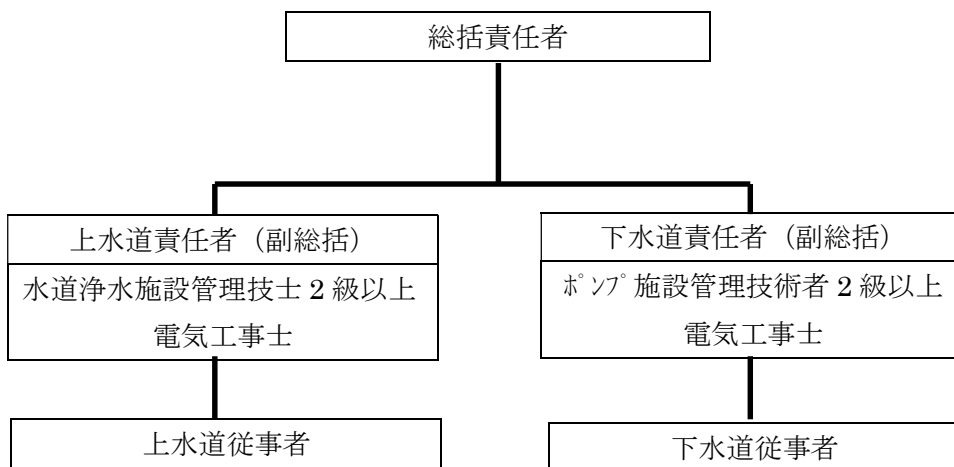
(下水道責任者(副総括責任者)の資格と職務)

第 16 条 受注者は、下水道責任者を定め、下水道事務所に配置するものとする。

- 2 下水道責任者は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) ポンプ施設管理技術者 2 級以上を有すること。
 - (2) 第 2 種電気工事士以上の資格を有すること。
 - (3) 雨水排水ポンプ場における運転管理経験を 3 年以上有すること。
 - (4) 契約日において 1 年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。
 - (5) 下水道施設の特性、機能、機械設備、電気設備についてその知識を有していること
- 3 下水道責任者の職務は次のとおりとする。
 - (1) 総括責任者を補佐し、かつ、下水道業務全般の責任者として、適切な判断及び指揮、監督ができるものとする。
 - (2) 契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な履行に努めること。
 - (3) 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
 - (4) 下水道業務全般の責任者として発注者と下水道業務について協議を行うこと。

(全体体制表)

第 17 条 全体体制表は基本的に以下のとおりとする。



(有資格者)

第 18 条 受注者は、本業務の特質上、共通仕様書及び特記仕様書に定めるとおり業務の履行のために、下記に定める有資格者を確保し、必要な技術者を適正に配置しなければならない。

- 2 前項により技術者を選任後、速やかに発注者に通知するものとし、変更した場合も同様とする。
- 3 労働安全衛生法等で定める機器の運転及び危険物の取り扱いについては有資格者以外のものが行ってはならない。

有資格者

上水道

- ・乙種第 4 類危険物取扱者
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・水道浄水施設管理技士 (3 級以上)
- ・特定化学物質作業主任者
- ・その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

下水道

- ・下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格を有する技術者
- ・1 級もしくは 2 級ポンプ施設管理技術者
- ・玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育修了者
- ・クレーン運転技能講習終了者又はクレーン運転業務特別講習修了者
- ・第 1 種電気工事士
- ・乙種第 4 類危険物取扱者 10 人以上
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・下水道処理施設管理技士 (下水道第 3 種技術検定)

・その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

(直接雇用)

第 19 条 受注者は、総括責任者、上水道責任者、下水道責任者及び従事者は直接契約の雇用関係があるものとする。

(業務の管理)

第 20 条 受注者は、業務履行上で必要な諸事項について発注者と協議等を行った場合は、その内容を議事録として整理し発注者に提出しなければならない。

(部分委託)

第 21 条 受注者は、業務履行上で必要な法定点検等については部分委託を行うことができる。また、受注者は発注者と協議等を行い、発注者から了承を得た業務については部分委託を行うことができる。

(緊急時の対応)

第 22 条 総括責任者、上水道責任者、下水道責任者は自宅からそれぞれの事務所まで、ライフラインであることを熟知し速やかに駆けつけることとする。従事者についても、可能な限り短時間で駆けつけることとする。緊急時の運転には発注者は運転方法の変更、その他を指示する場合がある。なお、震度 5 強以上の地震発生や台風など大規模災害発生時において受注者は発注者と協議を行い、上水道、下水道の契約を超える相互の応援を行うものとする。

(緊急時対応体制表の提出)

第 23 条 受注者は、地震や集中豪雨等それぞれの緊急時体制表を作成し、発注者に届けなければならない。

(従事者の交代)

第 24 条 受注者は次に掲げる事項に該当したと発注者が認めた時は、従事者を交代させなければならない。

- (1) 公序良俗に違反する行為を行った場合
- (2) 勤務態度の不良が認められた場合
- (3) 勤務の実態に著しい不適正を認めた場合
- (4) 本仕様書及び特記仕様書に規定する資質がないと認められる場合

(安全管理)

第 25 条 受注者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な

措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

- 2 受注者は業務履行にあたり、電気、薬品類、有毒ガス、酸素欠乏、燃料、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合には常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。

(事故の報告)

第 26 条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合は直ちに、必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて、発注者に文書により速やかに報告しなければならない。

(火災の未然防止)

第 27 条 受注者は、設備及び諸室の火災の発生を未然に防止するため、火気使用箇所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難等の防止)

第 28 条 受注者は、施設内の設備機器、工具等の盗難防止及び業務場所への不審者の侵入防止については、十分な監視に努めなければならない。

(賠償責任)

第 29 条 業務期間内において、受注者が業務上の責を負うべき事由により生じた損害等(債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む)に対する補償については受注者が行わなければならない。

- 2 受注者は、第 1 項の責任を果たすため、該当する保険等に参加しなければならない。
- 3 受注者は、前項の保険の加入証明書、証書の写し等を業務の開始時に発注者に提出しなければならない。

(不可抗力)

第 30 条 暴風、大雨、洪水、地震、地滑り、火災、争乱(テロ)、暴動、その他通常予想を超えた自然的もしくは人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができない事由(以下「不可抗力」という)により、本業務の対象施設等に損害が生じ履行不能になったときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に、報告しなければならない。

(整理整頓)

第 31 条 受注者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等の放

置を避け、整理整頓に努めなければならない。

(発注者への協力)

第 32 条 受注者は、発注者が実施する修繕、工事、委託、調査等について協力しなければならない。

(発注者の施設使用等)

第 33 条 発注者は、必要な施設その他を使用できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(技術教育)

第 34 条 受注者は、電気・機械等専門的な教育を年 2 回以上自社で行わなければならない。
また、教育内容の報告書の提出を行うこと。

(安全教育及び訓練)

第 35 条 受注者は、業務に従事する者に対して労働安全衛生法に基づいて、事故の予防及び安全に関し、必要な知識及び技能に関する教育を 4 半期ごとに行わなければならない。
また、教育内容の報告書の提出を行うこと。
2 受注者は、業務に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について実施指導、訓練を行わなければならない。

(従事者の服装等)

第 36 条 受注者は、従事者に安全で、清潔かつ統一した服装、名札を着用させ、常に礼節のある行動に努めさせるものとする。ただし、上水道従事者及び下水道従事者の別が分かるようにすること。

(完成図書、器具の貸与)

第 37 条 発注者は、受注者が業務遂行上必要と認めた完成図書（図面等）及び特殊工具等の備品は発注者が期間中無償で貸与する。
2 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類等は受注者の負担とする。
3 貸与品については、特記仕様書に記載する事項より台帳を作成し、その保管状況を掌握し、毀損、盗難、紛失があった場合には受注者が弁償しなければならない。

(負担経費の定め)

第 38 条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費を負担し、特記仕様書にて定める。発注者が負担する経費についても特記仕様書にて定める。

(次受注者への業務引継ぎ)

第 39 条 契約の終了により受注者に変更が生じる場合、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、受注者は次の受注者へ業務の引継ぎを行わなければならない。この場合、受注者は、次の受注者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書の作成とともに技術指導を行わなければならない。

2 引継文書は対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし、次の各号に添って記載しなければならない。

- (1) 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況
- (2) 定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況
- (3) 特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法
- (4) その他の留意事項

(業務引継ぎ)

第 40 条 受注者は、業務開始日までに、本業務の引継ぎを受けるとともに、業務開始にあたっての準備等を行い、業務開始からの業務に支障をきたすことのないよう万全の措置を講じなければならない。

2 本業務はその内容から重要な業務であり、業務開始後速やかに履行できるよう、引継には総括責任者以下全ての責任者を選任し引継を行わせなければならない。

(責任分担)

第 41 条 本業務における発注者及び受注者の責任分担は、別表責任分担表の通りとする。

(契約方法)

第 42 条 「通常時の業務」及び「緊急対応業務」にかかる経費は総額契約とする。

2 下水道施設に関わる「ごみ分別運搬業務」に関わる経費は以下のように定める。

①「ごみ分別運搬業務」に係る経費は 10kg あたりの単価契約とするが、別途見積合わせを行う。

②前項の「ごみ分別運搬業務」に係る経費の単価には処分料金は含まないものとする。ただし、ごみ処分料金（廃棄物処理手数料）は、実費をごみ分別運搬業務に関わる料金に上乗せして請求するものとする。

③「ごみ分別運搬業務」の契約期間中 1 年間の予想数量は 70t とする。

3 総額契約金額の 10 分の一以上の契約保証金の契約保証を行うこととする。

(支払い等)

第 43 条 前条の総額契約に係る経費は、月ごとの分割払いとする。支払い金額は総額金額（当該年度 1 年分）の 12 分の一の金額とする。詳細は別途支払い予定表のとおり支払い方法を定める。

2 「ごみ分別運搬業務」の単価契約を行った場合にかかる経費は月ごとの部分払いとす

る。支払い金額は各月毎の「ごみ分別運搬業務」にかかる処理数量に契約単価を乗じた金額に、ごみ処分料金（廃棄物処理手数料）の実費をごみ分別運搬業務に関わる料金に上乗せして請求し、支払いするものとする。

（その他）

第 44 条 本共通仕様書、仕様書、特記仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然必要な事項等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 業務等に係る資料の提出を、発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

（守秘義務）

第 45 条 受注者および従事者は、当該施設、当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除、契約の終了後および従事者の退職後においても同様とする。

（疑義）

第 46 条 本共通仕様書、仕様書、特記仕様書に疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者、受注者の双方協議のうえ定めなければならない。

別表. 責任分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
経費の上昇	発注者の責による業務内容・用途の変更等に起因する経費の増大及び契約書に規定する経費	○	
	上記以外の経費の増大		○
税制の変更	一般的な税制変更		○
	消費税の変更	○	
修繕等の遅延	発注者発注の「修繕、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能不足	○	
	受注者発注の「修繕、第三者委託等」による委託対象施設の損害		○
修繕等による施設の損害	発注者発注の「修繕、第三者委託等」による委託対象施設の損害	○	
	受注者発注の「修繕、第三者委託等」による委託対象施設の損害		○
住民対応	行政サービスに係る住民苦情、要望に関するもの	○	
	上記に係る一時的対応及び上記以外のもの(協議)	○	○
環境対応	受注者の責による事故・災害の発生		○
	有機物の排出・漏洩(協議)	○	○
事故・災害	受注者の責による事故・災害の発生(再受注者及び関係者以外による事故、施設の破損、場内の不法投棄等含む)		○
	上記以外のもの	○	
不可抗力による損害	共通仕様書第 30 条(天災等による履行不能)	○	
性能事項の達成	契約条件下での要求事項の未達成		○
	不可抗力等による要求事項の未達成	○	
施設の損傷	事故・災害等による施設の損傷(不可抗力によるものを除く)		○
業務実施計画書記載事項の履行	業務実施計画書の不履行		○
契約業務実施に伴う下水同法及び水道法以外の関係法令に基づくリスク	大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法及び条例等に基づく基準等に関すること 上記以外の関係法令に関すること		○
第三者賠償リスク	受注者の責により発生する騒音・振動・悪臭等に関すること		○
	施設、設備の性能、仕様に起因する騒音・振動・悪臭等に関すること	○	
委託中止・延期に関するリスク	受注者の事業放棄、破綻によるもの		○

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。